

第7期第13回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成25年9月3日(火)10時から12時15分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、柴崎委員、廣田委員、中里委員、浅見委員、飴谷委員、荻本委員、加賀美委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、西川委員、松島委員、小泉委員、山田委員、斉藤委員、池尻委員、米沢委員、しもだ委員
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、保育課長
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事および配布資料
 諮問
 - (1)【諮問第24号】認可保育所に関する業務に係る電子計算組織の結合について
 (保育課) 資料1
 - (2)【諮問第25号】電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合について
 (情報政策課) 資料2
 - (3)【諮問第26号】電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合について
 (情報政策課) 資料3
- 6 発言内容
 - (会長) 只今から第7期第13回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。議事に入る前に事務局から本日の出欠状況の報告があります。
 - (情報公開課長) 本日の出欠状況は、出席18名、欠席は5名です。続きまして、前回、欠席されていた練馬区議会からの選出委員をご紹介します。
<区議会選出委員1名の紹介>
次に、机上の配布物について説明いたします。3点あります。一つ目が運用状況の報告書です。平成24年度を対象としています。二つ目は新委員を含めた委員名簿です。その次は、今日の諮問案件ですが、情報政策課の資料2と資料3について、それぞれ追加資料を机上に配布させていただいております。ご確認をお願いいたします。
本日は24号、25号、26号の3件の諮問案件、電算結合についてご審議いただく予定ですが、それぞれ委託でもあります。その委託の点につきましては、一括承認基準の中の外部委託でそれぞれ承認基準に適合しているものですので、電算結合についてののみのご審議をいただくこととなりますのでよろしくをお願いいたします。
 - (会長) それでは、議事に入ります。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。
 - (保育課長) 諮問第24号から説明をお願いします。
認可保育所に関する業務に係る電子計算組織の結合について

資料1に基づき説明

- (会長) ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見がありましたらどうぞ。
- (委員) 保育所の入所手続き時に、かなりのパーセンテージで口座引き落としの手数料を取っているかと思いますが、そのパーセンテージが分かりましたら教えてください。それと、今回このコンビニ収納、モバイル収納を活用する件数、見込みの件数がありましたら教えてください。
- (保育課長) 現在、基本的には口座振替を納付者にはお願いしているところです。現在95%、約9,500人が口座振替です。今度はコンビニ収納ですが、対象はコンビニ収納が6,000件、モバイル収納は500件を予定しているところです。
- (委員) 95パーセントが口座振替とのことですが、残された5パーセントの部分が対象となるということではないのですか。
- (保育課長) 基本的には口座振替をお願いしていますが、残りの5パーセントの方については、納付書で納めていただく形になっていきますけれども、なかなか納付する時間がないとか、そういった理由で納めていない方もいらっしゃると思います。それをカバーするために、夜間、休日でも納めることができるコンビニ、モバイルレジを導入するものです。
- (委員) 噛み合っていないんですが、口座振替が95パーセントで9,500人とすれば、100パーセントが大体1万人ということで、残り500人が対象者ということで考えていいんですか。
- (保育課入園相談係長) 月1万件ですので年間12万件、そのうちのうち5パーセント相当分が納付書からとなっておりますので、年間で換算しますとコンビニ収納が6,000件、モバイル収納が500件程度と見込んでおります。
- (会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。
- (委員) 教えていただきたいんですが、この事業は委託でおやりになっているんですね。そうすると、練馬区イコール収納代行会社ということになると思うんですけれども、この収納代行会社とコンビニ本部の関係はどうなんだろうかと、それと練馬区とコンビニ本部は何か関係してないんですか。コンピュータ的に言えば、本部のコンピュータと公金コンビニサービスセンタのコンピュータは結合していると思うんですが、そのことが練馬区と公金コンビニサービスセンタとの電算結合に影響はしないのでしょうか。それを教えてください。
- (保育課入園相談係長) 収納代行会社とコンビニとの関係についても双方契約関係にあります。また、練馬区と収納代行会社とコンビニとの間におきましては、第三者における協定を締結いたしまして、個人情報取扱いについて保護の基準水準というものを定めている形になります。
- (委員) 確認させてください。要するにコンビニ本部と練馬区は委託契約を結んでいるということですか。
- (保育課入園相談係長) そのとおりです。
- (委員) そのセキュリティというのは、収納代行会社と練馬区との関係では定

- まっているけれども、練馬区とコンビニ本部との関係でどういうふう
に情報セキュリティを図るといのは、決めてはいないんですか。
- (保育課入園相談係長) それにつきましては、コンビニと収納代行会社と練馬区との三者にお
ける協定を締結して保護の水準を定めています。
- (委員) 他の電算結合にも言えることなんですが、個人情報の保護という観点
から資料 1 の 7 にありますように、区側の措置として、練馬区情報セ
キュリティポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずるとい
うような、他の電算結合と同じように、『「練馬区情報セキュリティポリ
シー」を遵守し』というのが頭に来るんですね。練馬区情報セキュリ
ティポリシーを遵守するということの具体的な内容ですね。どんなこ
とを言っているのか、そのことを教えていただきたいのですが。
- (保育課長) それにつきましては、資料の 9 ページ別紙 5 です。ここに個人情報の
保護について掲載しています。対象となる個人情報、管理体制、最終
的には個人情報の消去の方法、記録が残らないように物理的に破壊す
るとか、そういった方法について定めているものです。
- (委員) そうしますと別紙 5 というのは、この電算結合にあたって新たに作成
した取扱い基準である、そのように考えてよろしいですか。
- (保育課長) これにつきましては、既に行っておりまして 5 公金の方でも同様の規定
をしております、私どももそれと同じものでやっております
- (委員) 従前の情報システムに倣って従前の情報セキュリティ基準を採用しま
したということだと思うんですが、それはそれで分かりましたが、こ
の情報セキュリティポリシーについては、先週も質問させていただき
ましたが、実は練馬区情報化管理規程の中で、情報セキュリティポリ
シーとは何かという規定があるんですね。それを読みますと、要
するに、情報セキュリティポリシーを別に定め、情報セキュリティに
関する対策を実施しなさいということになっていまして、情報セキュ
リティポリシーを作成することにはなっているんですが、ただ、注意
書きで情報セキュリティポリシーって何っていうと三つありまして、
「練馬区情報セキュリティに関する基本方針」「練馬区情報セキュリ
ティ対策基準」「練馬区情報セキュリティに関する要綱」、この三つを
合わせて練馬区では情報セキュリティポリシーと言っていて、たぶん
それを基に、システム毎にこれに則って作りなさいという、そういう
構成だと思うんですが、それでよろしいのかどうか。
- (情報政策課長) 委員ご指摘のとおりです。練馬区情報セキュリティポリシーは、基本
方針、要綱、対策基準という形で構成されております。セキュリティ
ポリシーというのは、それら三つを合わせてということで管理規程の
中で規定しています。それらに基づいて具体的に、それぞれの所掌事
務に基づいて更に定めていただくということです。
- (委員) 分かりました。ありがとうございました。
- (会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。

- (委員) 先般来議論がありますのは、例えば、練馬区とコンビニとで契約を結んでいるということですが、今、コンビニというのはほとんどフランチャイズで、それぞれの個店に経営者がいて経営が違うわけですが、そうしますと、全てのコンビニに対してこういう情報セキュリティについての契約を結ぶということでしょうか。
- (保育課長) 全コンビニチェーンと協定を結びまして情報の保護を行っており、納付につきましても全コンビニチェーンで出来るという形で契約を結んでおります。
- (委員) 回答にはなっていません。要するに、コンビニの本社と個店については、今ほとんどフランチャイズで行っています。したがって、個々のコンビニ店は経営者が違うということですが、そこでのセキュリティはどうなっていますかということをお聞きしています。
- (保育課長) フランチャイズチェーンの中でも、個人情報に関する研修はされておりまして、その中でコンビニ本部とフランチャイズチェーンの各店舗に対する個人情報に関する指導はされていると考えております。
- (委員) その確認をしているのかどうか。コンビニというと練馬区内のコンビニに限らず、ある面においては全国のコンビニから収納が出来るということになると、その辺の契約についての確認をしていただきたいと思います。
- (会長) フランチャイズ契約という場合、フランチャイザーとフランチャイジーとがありますが、本部と契約するだけで足りるのかという問題があるんだろうと思いますね。個々の代理店、お店の経営者はそれぞれ違うわけですから、そこを質問されているのだと思いますね。だから、フランチャイズ契約傘下の企業体が全国に何百何千とあって、そこで個人情報保護の教育をしている、講習をしているということが仮にあっても、それでいいのかということがあるだろうと思うし、その辺を踏まえて、ご説明をお願いしたいと思います。
- (保育課入園相談係長) このたびの契約に際しまして、練馬区コンビニエンスストア収納に係る基本協定書というものを締結いたします。その中には、練馬区のほかコンビニエンスストア本部、さらに各店舗の代表取締役、第三者による協定書の締結という形になります。この協定書の中には、収納事務の取扱いにおきまして、フランチャイズ契約をしているエリアフランチャイザーの直営店およびエリアフランチャイザーとの間で、フランチャイズ契約を締結している場合における現金の取扱いあるいはその際における留意事項等も定めているほか、秘密の保持ということにつきましてもこの協定書の中にきちんと定めまして、守秘義務を負うことが定められているところです。
- (委員) その辺の確認をしていただければ、区民も安心されるのではないかと考えております。例えば、そのフランチャイズと本部との間で罰則規定のようなものがあるのかどうか、確認だけさせていただきます。

(保育課入園相談係長)

大きく二つあります。一つは、履行の遅滞、遅延による損害金、さらには協定解除権といたしまして、この協定に違反する場合には、協定を解除することですとか、それに関して損害が出た時の賠償、場合によっては裁判ということについての規定をさせていただいております。

(情報政策課長)

私もコンビニを利用しますが、実際にそこで働く人はアルバイトです。個人経営の人がそういう傘下に入って経営しているということで、平成16年度以降、練馬区は国民健康保険から入って来たのですが、国の考え方では、規制緩和の中で、コンビニを公金収納ができるようにしようという考え方で入ってきていると理解しています。練馬区においては既に国保が65パーセント、住民税が59パーセントという形でコンビニが利用されています。委員のご指摘は、末端のそこで働いている人のセキュリティ研修はどうなっているのかということかと思えます。それについては、金融庁の考え方をご紹介させていただきます。平成20年の資料ですが、やはり一定のリスクはあるものの、上限額を例えば30万円に定めるとか、リスクと利便性のバランスの下にコンビニ収納については成り立っている部分がどうしてもあるということです。収納代行代金引換に関する消費者保護のあり方ということで、金融庁の考え方をそのまま紹介させていただきますと、消費者に財産上の被害をもたらすような大きなトラブルがほとんど生じていないことや、消費者の一件当たりの平均利用額は、1万円程度の少額にとどまっているという現状を踏まえれば、規制の必要は小さいのではないかと。収納代行代金引換については、収納代行業者、今回はNTTデータが全国広く自治体の窓口になって実施しているところです。代金を受け取り、消費者が払込票に領収印を受けた時点で、消費者は弁済により免責されると認識されていることから、領収印が押印された払込票によって消費者が支払いの事実を証明できれば、再請求されたとしても拒絶できると考えられているということです。ご質問にありました、理由の無いような不正請求が多発する場合には、収納事業者が、加盟店との加盟店契約を解除するということもあるようである、ということです。こうした実務上の取扱いを引き続き進めて行くこと、ということで、支払いサービスの利用のさらなる拡大を図ることも重要であり、支払者、収納代行業者、収納事業者の3者間で、契約関係、責任分担については絶えず見直しを図っていく必要があるということです。したがって、ある程度そういう点も含めご理解いただければと思います。

(会長)

前回の審議会でも、委員からその点が心配だという意見がありました。我々もコンビニでお金を払う時に、これで大丈夫かなという時がありますよね。金融庁が期待していることが、単なる楽観に終わらなければいいなと思うんですがね。

- (情報政策課長) すみません。先程、金融庁と申し上げましたのは、経済産業省の取引信用課の間違いでした。失礼しました。
- (会長) 他に、ご意見等がありましたらどうぞ。
- (委員) 基本的なことをお聞きしたいのですが、別紙5の個人情報の取扱いについてですが、収納に関する練馬区とコンビニの締結書の中に、この個人情報の取扱いについても定めて載せているのかどうかを確認させてください。
- (保育課長) 定めて載せております。
- (委員) 分かりました。素朴な疑問ですが、別紙1の真ん中のコンビニの店頭の下に、納付書を保管すると書いてありますが、この辺りの個人情報の流れについて教えてください。
- (保育課長) ここの原符の保管、納入済通知書の保管については、区、収納代行業者、コンビニチェーン本部との3者による基本協定書の中で規定しているものです。原符は3か月間、納入済通知書は5年間の保管と決めております。その期間を過ぎたものは焼却、溶解等の確実な方法で廃棄を行うようにしています。
- (委員) 保管方法についてですが、委託されているコンビニは全店で統一しているのですか。例えば金庫の中とか、マニュアル等で決めているのですか。
- (保育課長) 具体的な場所につきましては、個々、直営、フランチャイズといろいろありますので、金庫とか特定の場所を決めておりません。ただし、個人情報が入った重要な書類ですので細心の注意を払った適切な保管方法を指示しているものと考えております。
- (委員) 3か月間コンビニの中でしっかりと管理してくださいという指示的な話で今止められているかとは思いますが、アルバイトの方は期間でコロコロと人が替わるようですが、フランチャイズのような家庭的な職場の場合、卒業された方がまた戻って来たりしてお店の中で会話されたりとか、不特定多数の人が入る場所なので、そういった保管方法とかも、せっかく取り決めという形でしっかりとやられているのであれば、こういったところもしっかりチェックして欲しいということで要望して終わります。
- (会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。
- (委員) 金庫で保管するというのはとても大事なのですが、現状として、実際に払った場でどういうことが起きているのかというと、払い終わって、その書類をそのまま出しっぱなしにして「はい、おつぎの方」ということで、その情報が全部見えてしまう状態だったんですね。いくら金庫に保管しても、その前にそういう状態であれば、全部情報が流れてしまうのであまり意味がないと思うので、その辺りもしっかりと踏まえてやっていただけるような教育等をぜひお願いしたいと思います。
- (保育課長) 別紙5の個人情報の取扱いについてですが、その3に、個人情報保護

の徹底が図られるよう本協定の履行に従事する者に対する教育訓練、各種安全対策の実施を適切に行うとさせていただいておりますが、ただ、今のお話のようなことがあったということですが、私どもでは、なるべく個人情報が分からないように、コンビニ等に残るものについては、氏名は記載しますけれども、その他の住所等は記載しないということでやらせていただいております。また、コンビニに残る納付書原符には、氏名と保育料と納付期限等、最低限のもののみ記載するという形にさせていただいております。氏名につきましては、ゆうちょの方では必須項目となっていて、削除は出来ないということもあります。

(委員) そのことはよく分かりましたが、払う方としては、名前一つでも全く見ず知らずの方に分かってしまうというのは、あまり気持ちのいいものでもないし、セキュリティ体制がちゃんとしていないという印象を与えてしまうので、とにかく、それを置きっぱなしにしないということが先ず、第一だと思います。ぜひ教育等を行っていただきたいというのが、区民からの要望です。

(会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員) 三つほどお聞きします。6ページの図の受信専用ISDN回線で区に収納情報を連絡して来る頻度はどれくらいですか。毎日来るのですか。それが一つと、この図の練馬区のところには受信専用小型電算機があって、何か手作業でフロッピーのようなもので受信をして、保育システムの方に持っていくということになっているんですけれども、フロッピーの取扱いは、また別に考えなくてはいけないと思いますが、これとは別に、口座振替が95パーセントとほとんどですよね。口座振替はどのような形で入ってくるのですか。ホストコンピュータにダイレクトに入ってくるのですか。個人情報の取扱いの意味でどういうふうに違うのですか。一切こういうリスクは消えるのですか。まさかこういうフロッピーディスクを介して手作業でやっているとは思わないのですが、ここの差を、だからこうなっているんだというのを教えていただきたい。それから、この練馬区の保育料コンビニ収納システムというのは、他の区に比べると遅い方なのか早い方なのか、先行しているものが結構多いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。もう一つは、1ページ2の現行処理および提供方法についてですが、これはちょっと違うのではないかと思います。ここは、口座振替が95パーセントで、残りの5パーセントをこういう形で利用してもらったというのが趣旨ではないかと思うんですね。平成25年3月31日で公金収納コーナーが廃止されている。だから、平日夜間および土日対応でこれを採用するんだというふうに読めるんですが、そうではないと思うんですね。ですから、ちょっとここは違うのではないかと思うんですがいかがでしょうか。以上です。

- (保育課長) コンビニ収納につきましては、現在、23区中4区で導入しております。ISDNの通信頻度ですが、1日1回通信しています。それから、受信専用小型電算機で受けたものを保育システムに移す方法ですが、この間は直接的な結合が出来ないものですから、一度、外部媒体にとって移さざるを得ないということです。外部媒体につきましては、慎重に取り扱わなければならないというのは、勿論承知しております。例えば、USBメモリーとかそういうものでも使えなくはないことなのですが、あまりにも小さいものですから、うっかりポケットに入れて失くすとかいう危険性もあるので、昔のフロッピーとは違いますが、フロッピー系統のこういったものを使用していきたいと思っております。それから、口座振替は銀行の方で、ゆうちょ銀行もありますけれども、行われまして、その結果というのは、練馬区の場合指定金融機関はみずほ銀行ですが、月に1回区の方に情報が提供されています。それから、公金収納コーナーの件ですが、平日夜間と土日祝日につきましては、口座振替をしていない方々はこちらへ来ていらっしゃるという形でした。今回は、ここが廃止されたというのも一つのきっかけですが、こういうところへお持ちになられていた方が、コンビニに場所が変わるということでお支払いいただくことになるということです。公金収納コーナーは区役所本庁舎1か所ですが、いうまでもなくコンビニは至る所にありますので利便性は向上すると思っております。
- (会長) 他にお意見等がありましたらどうぞ。
- (委員) 別紙5の個人情報の取扱いについてというところを見てみますと、区の立ち入り検査の話とか、事故報告の話とか、損害賠償とか、そういう項目がないんですが、これについては保安とかをきっちりされていると考えてよろしいんですか。
- (保育課長) 今ご質問いただいたような内容につきましては、法ではなく、基本協定の中で謳っているということです。
- (委員) そうしますと、例えばコンビニに立ち入り検査を行うということは可能だと考えてよろしいんですね。
- (保育課長) 基本協定書の中では、練馬区は収納事務に関する帳簿、書類、その他物件を検査することができるかと定めております。その際に、立ち入ってということが出来るかということにつきましては、特に記載はしていないということです。
- (委員) 安全性を担保するならば、何らかの形でそのようなことが必要だと思えます。別紙5の5個人情報の消去に関してですが、「電子計算機等のデータ消去を専門に取り扱う業者に委託することとする」と記載されていますけれども、当然これは必要なことだと思いますけれども、練馬区の個人情報保護条例施行規則の(委託に係る措置)第6条に再委託の禁止という条項があるんですけれども、これはどういうふうにク

- リアされているのですか。
- (情報公開課長) 再委託の禁止についてのご質問ですが、再委託する場合につきましては、当然委託者である練馬区に協議していただきまして、そのうえで安全性等を考慮したうえで、区として承諾するか承諾しないかを定める、そういうふうな形になっています。
- (会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。
- (委員) 検討していただければということなのですが、冒頭、事務局の方からこの案件は委託なんだけれども、委託については事前一括承認基準が適用できるから、それは審議会にはお諮りしません。ただし、電算結合についてはそれが無いのでお諮りしますとのことでした。それでいいんですけれども、ただ、委託という形態は同じでも、相手方はそれぞれいろいろあって、それとの個人情報保護の取り決めはどうだろうかという点が実は抜けてしまうというか審議できなくなってしまうんですね。でも、ルールから言えばそれでいいんです。だから検討していただけないのかなと思います。今の案件は典型ですよ。コンビニ本部はぜんぜん審議会にかけるという話はないですよ。コンビニについても個人情報保護の措置は図らなくてははいけません。これだけ議論があるわけですから。単に委託だけになってしまうと全部スルーしてしまうんですね。ルール上はいいんですけれども、大丈夫なのかなって思うんですよ。その辺お願いします。
- (情報公開課長) 確かに冒頭に申し上げました通り、本件は、委託については一括承認基準に該当するという事で委員の方々にご紹介させていただいたものです。この電算の結合についてご審議いただく際に、今ご指摘いただいたように、委託という側面についても密接不可分なところも確かにあるわけです。そういう場合には、ぜひ、自由にご意見をいただければ、区としても改善に生かしていけますのでありがたいなと思っております。事務局といたしましては、委託の部分については議論をしないほしいというような意図はありませんので、そこはお汲み取りいただきますようお願いいたします。
- (委員) 仰っていることは分かるのですが、私が心配しているのは電算結合という要素があったから、この審議会の場に出てきたわけですが委託が。本来出て来ない委託が。だけど、委託だけだったら出て来ませんから、個人情報保護にあたっての議論はスルーしてしまうので、何とかならないのかなあという趣旨です。そんなことを感じたものですからお話をさせていただきました。
- (会長) その点は、今後の運用で情報公開課にも配慮をしていただくように考えましょう。審議会として審議すべきことが審議できなくなってしまうということはあってはならないと思いますね。他にご意見等がありましたらどうぞ。
- (委員) 一連のお話を伺ってしまして、よく分からないことがあって確認なん

ですけれども、このコンビニ収納の業務委託の相手、委託契約の相手がどなたかというのをきちっと教えていただきたいのが1点。もう一点は協定書、三者で協定を結んでいらっしゃるというお話なのですが、三者の説明は、係長さんの説明と課長さんの説明とで違っているような気がするので、協定を結んでいるのが誰なのか、この二つを先ず教えてください。

(会長) 協定書のコピーが今日は付いていませんけれども、その内容の説明も含めてください。

(保育課長)
(保育課入園相談係長) 先ず、契約の相手方ですが、株式会社エヌ・ティ・ティ・データです。続きまして、コンビニエンスストア収納に係る基本協定書の第三者につきましては、練馬区と収納代行会社、これがエヌ・ティ・ティ・データになります。そしてコンビニエンスストア本部となります。さらに、先ほど私の方で説明をいたしましたフランチャイズの場での協定につきましては、練馬区とコンビニエンスストアの本部とさらに各個店の代表取締役社長ということになります。

(委員) そうすると、三者協定というのは二つあるんですね。フランチャイズを含めた協定があるのと、エヌ・ティ・ティ・データが入った協定があるということの理解でいいですね。そもそもコンビニ収納をコンビニに委託するという契約の相手はエヌ・ティ・ティ・データではないですよ。どうなんでしょうか。

(保育課長) この契約の相手方はエヌ・ティ・ティ・データです。

(委員) エヌ・ティ・ティ・データが収納業務の委託を受けているという、そういう契約になるということは、コンビニ本部はコンビニの店舗で収納業務を行うことについては委託の相手ではないということなのでしょうか。委託がどこにかかっているのかということはずごく大事な話だと思うので、もう一回確認させてください。

(会長) ご説明をお願いします。ここは大事なところだと思いますね。

(情報公開課長) 事務局です。只今のご質問ですが、4ページをご覧いただきたいのですが、こちらの収納代行会社がエヌ・ティ・ティ・データということですが、区といたしましては、この収納代行会社との間に委託契約を結んでいるという形になっております。

(委員) すいません、私の認識が間違っていたことになるのですが、そうすると、練馬区とこの収納業務について委託契約を交わしているのは代行業者であると、練馬区の代わりに収納業務をやるんだと、こういう整理ですね、代行の意味は。だとすると、コンビニ窓口での書類の管理だとか、コンビニの職員の研修とか、コンビニでのフランチャイズ本部も含めた個人情報の保護管理については、委託業務の中でやっているのではなく、あくまでも協定上やっているだけであると、こういう整理になるのでしょうか。

(保育課長) 今、委員からお話がありましたように、協定の中でやっております。

- (委員) ここだけでは整理がつかない話なのかも知れませんが、よく分からないのは、委託をしている代行業者さんが、第三者であるコンビニの職員なり、店舗を使って個人情報を取得、管理しているということの意味がよく分からないんです。つまり、今、例えばコンビニの店舗に納付書の原符というか付票が残っていつている、そうやって個人情報が、ある事業者の手元に蓄積されたり、管理をされているというのが何を根拠に行われているのか、業務の委託もないということになると、そういうことがただの協定でやれてしまうのでしょうか。条例の基本的な整理としてよく分からないので確認したいのですけれども。
- (保育課入園相談係長) 協定も契約の一類型と認識しているところです。
- (委員) 協定も契約の一類型と仰るんですが、請負契約と請負契約ではない協定に基づく関係って同じですか。これは条例上の扱いとか公の職務との関係って全然違うと思うんですが。例えば、練馬区の個人情報保護条例では、委託については、委託情報の取扱いは明確な定めがあります。協定を交わして行っているものについても、直接この条例の規定を受けると、こういうご説明になるのでしょうか。
- (情報公開課長) ただいまの点ですが、今、皆様のお手元にないと思いますが、先般お配りしました「個人情報保護制度運用の手引」の中で、個人情報保護条例第13条(委託等に係る措置)があります。この条は委託関係について規定しているものですが、【説明】の中で、72ページになるのですが、こちらの方で金融機関やコンビニエンスストアでの収納について含まれるものだという規定があります。条例的には、この13条を根拠にしてこの委託を行っているというものです。あともう一つ付け加えますと、先程の委託契約や協定によって保護を図っていくということですが、こちらのコンビニエンスストアの方も先程の議論にありましたとおり、法律上、一定の制約やルールの中でこのようなものを行っております。若干、紹介させていただきますと、コンビニエンスストア協会を束ねるもので日本フランチャイズチェーン協会というものがあります。こちらの方で定めているルールの中で、各コンビニ本部ですとか、加盟店についての個人情報についてガイドラインがあるのですが、こちらの中でも「本部は個人情報安全管理委員会を設置するとともに個人情報管理責任者を定めて、安全管理に関するマニュアルですとか、個人情報取扱い手順、あるいは社内規定を定め、必要に応じて公表すること、あるいは従業員についても、本部は教育研修責任者を指名し、従業員のみならず派遣、パート、アルバイトを対象として、定期的に教育・研修を行うこと。あるいは個人情報保護法を順守すること。また、本部は加盟店の個人情報の取得や管理状況を調査し、その実態を把握したうえで、個人情報の取得、管理に関するアドバイス等を行う。また、加盟店への教育・研修に出席し、報告聴取等必要な措置につきフランチャイズ契約により確認する、ということ

があります。また、先程の紹介にもありましたが、経済産業省の方でもこのような分野の事業所に対する個人情報保護についてのガイドラインを定めているというものです。そういうふうなルールづけの中で行われているものですので、個人情報の保護というものは区としては勿論相手方がしっかりやっているかというものを注視していかなくてはいけないものですが、一応、そういう諸々の法律やルールの中で行われているものだということをご紹介したいと思います。以上です。

(委員)

今お読みになった手引きは、あくまで区の運用上のご自身で作られた解釈だと思えます。ただ、条例の基本に立ち返れば、第13条は委託に関する規定で、委託について事前一括承認基準で審議会への報告等も不要だとされていることについては、それはそれで委託のある種の基盤がしっかりしている中での処置だと思ってきました。ただ、今日の話の流れを聞いていると、現実には業務委託関係がない、協定に基づいて一緒に業務をやってらっしゃるというような場合に、練馬区の個人情報が提供されることがある、実は他にもあり得るんですけども、それもこの委託条項に合致するものとして、事前の報告等がないというのは、ちょっと私は理解しがたいというか、ストンと落ちないですね。前回の会議からそうですけども、コンビニ収納、コンビニ窓口での個人情報の取扱いについての様々な危惧というか、ご懸念のご意見があったわけで、そういうものを条例がどう守ってくれているのかという基本のところは私にはよく分からなくなりました。協定に基づく個人情報の提供、管理については、もう少し私もよく勉強しますけれども、ぜひ審議会でも精査をしていただければというふうに感じましたので申し上げます。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

先程、要望みたいな形でお話をしましたけれども、今の話で私の認識が間違っていたことが分かりました。つまり、私はコンビニ本部と練馬区も委託契約を結んでいるとばかり、そういう流れで聞いていましたから、先程申し上げたんですが、今のお話だとそれはいいんですね。エヌ・ティ・ティ・データと練馬区との間の委託契約しかない、コンビニ本部は協定を見ないと分からないのですが、委託を取り決めたのではなくて、個人情報の取扱いだとか業務概要については、実際はコンビニでやるから、それをきちんと担保するために、練馬区とエヌ・ティ・ティ・データとコンビニ本部で決めたんだと思うんですね。そういう関係だと、私が先程言ったのとは合わないの、取り消しさせていただきます。

(会長)

そういう混乱が起こるのは、やはり手元に三者契約の資料がないからなんですね。だから、議論が空転してしまうんです。情報公開課の方で、三者契約の契約書のコピーを審議会に配布しませんか。

(情報公開課長)

協定書の資料を、ということですが、今、用意があるということす

ので、至急コピーをいたしまして委員の皆様にお配りしたいと思いを
す。

(会長) 違う事実認識の上で議論をしていますが、正確な議論が進まないわけ
ですよね。それはそれとして、時間の関係もありますので、他にご意見
等がありましたらどうぞ。

(委員) 今回は保育所の保育料の問題なんですけれども、税の納付も同様なシ
ステムです。確認なのですが、所管が違うのでどうかとは思いますが、
これまでの税の納付の中で、納税していたにもかかわらず、されて
いないというような、そういう具体的な事例等があったのかどうか。

(保育課長) 私どもが把握している限り、そういった事故等は起きていないと思
います。

(委員) ということは、そういう意味では今までの積み重ねで、委員の皆さん
がご心配する個人情報についても、アルバイト店員が実際にいる中での
対応というのは、それぞれの個店でかなりの努力をされて、トラブル
にはつながっていなかったというふうに理解してよろしいわけでは
ね。

(保育課長) 既に多くの支払い件数がコンビニで行われているわけですし、その中
で事故が起きていないということですので、先程の出しっ放しという
話も一部ありましたけれども、基本的にはしっかりと対応出来ている
のかなと思います。

(委員) コンビニを経営している方からのご相談で、一番大きな課題というの
は万引きとアルバイト店員の持ち去りであるとのことでした。そのた
めに防犯カメラを設置しているんですけれども、お客さんは防犯カメ
ラがどこにあるか分からないんですが、アルバイト店員は分かるので
死角を知っているとのこと相談を受けました。そういうようなこと
が、実は大変多いということなのですが、それが商品だけに止まって
いればまだいいんですけれども、こういうような公金にまで及んでし
まうと大変だと思うので老婆心ながら申し上げました。事故はなかつ
たということなので、今後もないようにすると同時に、アルバイトの
方も含めた更なる講習などの対応を、この際あらためて拡大してい
ただくようお願いしておきます。

(会長) 非常に大事な問題ですね。事故がないことを願うばかりです。只今、
コピー待ちですが、議事そのものは進めたいと思います。次の諮問事
項、諮問第25号の説明に入りたいと思います。情報政策課、よろし
くお願いします。

(情報政策課長) 電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織
の結合について 資料2に基づき説明

(会長) 只今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

(委員) クラウドサービスを利用されるときに、必ず自治体の課題としてあ
がるのがバックアップ態勢をどうするのかということかと思うのです

が、クラウドに預けている情報は、保存先のクラウド会社でサーバーが障害に遭ってしまうと当然消えてしまうことになります。大体、民間企業でクラウドサービスを利用されているところは、効率化とかコスト削減のためにバックアップ態勢をとっていないところが多く、そういうところが大きな問題に発展していくケースがあるらしいのですが、練馬区の企画部さんから出てきた取組指針の中で、4番のところですが、恐らくバックアップシステムをこれから構成していくのかなと思うんですけども、もともとクラウドサービスというのは、そのサービスを利用して、利用料を支払ってサービスを使うわけじゃないですか。その会社以外のデータセンターみたいなところを使っていくと、予算はどんどん増え続けていく可能性もあるのかなって思っているんですけども、今の段階で、そういったところも含めて考えられることを教えていただけますか。

(情報政策課長)

まず、バックアップの関係ですけれども、現行のシステムをいわゆる二重化するということで、専門用語で冗長化という言葉を使っています。今の住民情報システムは平成21年から動いているのですが、止まったのは去年のハードの故障による5時間だけですが、基本的には、冗長化の構成は、主要なシステムについては取り入れていくという形でやっています。資料2に関するものについては、現行のものからそのまま移行していく予定です。システムそのもののバックアップについては、現行では、毎日のデータを外部記録媒体に記録して、毎日、東京都外にある保管のためのデータセンターへ送っています。今後、外部のデータセンターの活用については、バックアップについて一定程度対応していきたいと思っています。取組指針の最後のところにもありますように、将来的には、外部のデータセンターを使い、さらにもう一つ別のデータセンターを常に持っているのが理想的です。それには結構なお金も必要ですので、まずは、堅牢なところでバックアップを取り、状況を見て、今後そういうことも含めて検討していきたいと思います。何かがあった時に、データセンターに預けた必要なデータを、直ぐに立ち上げて動かせるというのが理想だと考えています。

(委員)

2011年の大震災の時に、さいたまスーパーアリーナに福島県の双葉町の皆さんが避難されました。その時、微力ながら支援に行ったことがありましたが、実際に、そのスーパーアリーナで、双葉町の役場職員がパソコンで、住民の方たちの安否の確認等、役場ならではの職務をその場で直ぐ遂行出来ているという現場を見ました。いろいろな機会を捉えて、震災に対するクラウド化というのを進めてほしいと思います。10年計画とのことなので、審議会を通して今後注視していきたいと思います。一つ確認したいのですが、会社がやっているクラウドサービスを練馬区が利用するといったところで、セキュリティの確保というか、サービスの利用者側は練馬区になるとは思いますが、そ

の練馬区のシステム担当から見たクラウドサービスの設定ですとか、また、練馬区側の設定で、データ分析とかそのクラウドサービスを使って練馬区がどういうふうに分けたのかという結果なりを、今後、区民の皆さんに開示していく必要が必ず出てくると思います。クラウドサービスの会社が出してくるものだけではなく、練馬区独自としても、クラウドサービスを使ったことに対する分析を、これから自治体の責任としていかなければならないと思います。そういったことについて、今の段階では検討されていますか。

(情報政策課長)

今回のクラウドサービスの利用に当たっては、セキュリティを確保したうえでというのが大前提となっています。いままで、特にその評価についてとりまとめたというものはありません。ただ、今後番号制度が入って来た時に、事前評価という仕組みが入ってきます。そうすると、私どもの情報システムの一部については、事前評価ということで、最も重要なものについては、国の法律では国民の意見を聴きなさいという形で示されています。そういう意味で、主要な部分について、特に個人情報連携するような部分については、今後、この場に報告するような機会もあろうかと思っています。従前のこの部分については、特にあらためてセキュリティについて調査したというようなことはありませんが、現行の体制そのままを持って行く、実際に私どもが行く先の資料2に関する行先のデータセンターには、私も直接確認しており、やはり最新の設備という点もあり、今ある私どものところよりも優れているというのが正直な実感です。

(委員)

クラウドサービスを利用した場合も、練馬区なりにデータ分析とかのデータの見える化をして、分析の結果の報告を審議会にしっかりとかけていただきたい。クラウドサービスに対する信憑性がないというような話も聞いたりしていますので、こういった審議会にしっかりとかけていく取り組みを考えていただくよう意見として申し上げておきます。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

同じ意見を繰り返すことにはなりますが、私もこのクラウドサービスに移行することについて反対ではないのですが、やはりバックアップを先にしっかり保持しながらクラウドサービスをやることを考えていただきたいと思います。去年の6月20日にファーストサーバというヤフーの子会社がこうしたデータセンターを持っていて、約5,000ユーザーのデータを消失したという事件については、もうご存知かと思いますが、これは人為的なミスであったということですが、ファーストサーバの約款では、「利用者がバックアップを怠ったことで受けた損害については、当社は何ら責任を負えない」というような免責条項があったりなんかして、被害を受けたユーザーの方はどうしようもなかったということです。練馬区の場合は、個人情報がかくなくなっ

しまうと手の打ちようがなくなるということがありますので、何らかの形で外部保管をするなりの手立てを打ちながら、クラウドサービスへの移行をやっていただきたいと思います。意見です。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

民間では、ここに書かれているように災害対策、セキュリティ対策、コスト削減のため、クラウドコンピューティングというのを活用していると聞いていますけれども、国および自治体というのは、クラウドサービスを今後利用しようという、こういう大きな方針というのは、どこかで出ているのですか。教えてください。

(情報政策課長)

総務省の方から出ている指針では、災害時におけるデータの確実な100パーセントの確保と、早期復旧が出来る態勢とすること。自治体の人口規模、システム、財政規模も含めて、それぞれのやり方でやってください、ということです。ただ、練馬区の場合は人口が72万ということですので、あるとすれば自前で作っていくか、データセンターを活用するかということです。その選択肢の中で選択していくと、例えば今あるものもいつか移行しなくてはいけない時期が来ます。そうすると、仮に移行する期間を変更するとしても、システムは止めることが出来ないの仮に運用する必要があります。恐らくその時はデータセンターを一時的に活用することになると思います。であれば、来年から、データセンターを活用するという事で考えていくべきだと思います。特別区の場合、本庁舎を建て替える時に、最初からデータセンター機能は外部に全部出しなさいという方針を立てるところもあります。私どもとしては、練馬区の同時被災を極力避けるという意味では、ここと同じ場所ではない、本庁舎と同じ場所ではないところということで、そういうふうな形でのクラウドの活用を進めていく予定です。データセンターの利用についてもそういう意味で進んでいます。戸籍のデータのバックアップはこの秋から始まりますが、あれは日本中の戸籍のデータを東日本と西日本に分けて、いわゆるクラウドサービスを利用して、バックアップを毎日取って行って保管しているものです。概ね国もそういう形で進んでいるということでご理解いただきたいと思います。

(会長)

他にご意見等はありますか。よろしいですか。それでは、只今の諮問第25号は原案通りで承認ということといたします。続いて、諮問第26号についてのご説明をお願いしたいと思います。その前に、先程要請した資料のコピーをお配りしますのでよろしくお願ひします。

(情報政策課長)

電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料3に基づき説明

(会長)

只今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

(委員)

先ずこの電算結合に関しての移行するシステムの一覧が出されていますけれども、例えば、学務課であれば就学事務管理だけを移行する対

象とするというふうに書かれております。他にも福祉部でいえば、総合福祉事務所の中での生活保護に関するもの、レセプト管理ですね。他の業務のそれぞれの課でまた別にあると思うんですけども、移行する対象のシステムと、移行しない対象のシステムとの兼ね合い、業務でのその他の職員が進めていく中身ですね。ここに関しては、どういうふうな整理になるのか、もう少しちょっとイメージが付けられるとありがたいんですけども。

(情報政策課長)

移行するシステムは、事前に調査を行って41システムを想定しています。移行するシステムについては、区の基幹業務であることと、災害時においても稼働することが求められるようなシステム、したがって区のホームページであるとか、庁内情報で職員が災害のために使うものとか、そういうものについては基本的に移行していくということで裁定しています。それから、今動かしているシステムを止めるということは出来ないで、リース期間が終了する時期に合わせてやっていくということで、資料として一覧を出させていただきました。あと、庁内情報系については、いわゆる保護審の対象から外れているシステムについても同時に持って行きますので、基本的には主要なシステムと災害時に立ち上げることが想定されるようなものは積極的に持って行くこととなります。あと、所管課が持っているシステムも出来る限り、外部のASP・SaaS等を利用して、いわゆる外部の環境でバックアップをとりつつ全体の保全と早期復旧が図れるような態勢へと誘導していきたいと考えております。

(委員)

ここに書かれているシステム一覧というところでは、就学事務管理など個人情報に扱われるものがピックアップされているんですけども、それ以外のものというところは別にあるんですか。今これだけが限定されて、移行を優先的にしますよということを示されているのか、ほかにもあるのかどうか。この審議会は個人情報ですから、この第1期に移行させていくものを9項目に限定はしているんですけども、第1期で移行させる対象を増やしていったり減らしていったり、または調整がかかるものが項目に挙げられた場合には、また審議会の方に報告されるような中身になるのでしょうか。

(情報政策課長)

委員ご指摘のとおりです。電算結合をするものとして、今回は私どもで出させていただきました。第2期についても、まとめてやるような時には情報政策課が審議資料として出すこととなります。また、所管課が個別にやっていくような場合が想定されますけれども、基本的にはここに挙がっていないようなもので移行するものについては、電算結合になりますので、最後にまたご審議いただくような手続きになっております。

(委員)

先程からバックアップに関する質問が挙がっているんですけども、規程を見ますと、事業者の管理するデータセンターにデータは預ける

けれども、運用事業者に対してはサーバーを操作するユーザー権限を付与しないと、基本的には、正規の限定された区の職員のみ、個別にバックアップさせるといいますか、データも毎日、収納であれば収納、転出や転入があれば証拠が新しく書き換えられていきますけれども、こうした情報については、必ず区の職員が行うというふうに運用されるということによろしいでしょうか。

(情報政策課長)

基本的には区が行うということですが、実際に行うのは委託業者ということでお考えいただきたいと思います。今、システムとして9項目出しておりますけれども、これらを各課が個別にバックアップをとるのではなく、情報政策課が全部を一体的に管理運用をして、まとめてバックアップをとっていきます。したがって各所管が運用面の負担を、バックアップについて考える必要は基本的にはなくなります。まとめてバックアップをとって、何かがあった時には、まとめて復旧するような態勢にもっていくということでお考えいただきたいと思います。

(会長)

他にご意見等がありましたらどうぞ。

(委員)

委託先の運用課の人間が、練馬区の個人データを見るということは可能なのでしょうか。

(情報政策課長)

業務を処理するうえで個人データが入ってくることは避けられないと思っております。委託先を含めシステム改修時、エラー対応時、区からの問い合わせに対する時です。その辺については委託契約に関する特記事項を順守させるということになります。

(委員)

そういうふうにアクセスして、データを閲覧した場合には、ログがとられて、そのログを練馬区が見ることができるようになっているのでしょうか。

(情報政策課長)

委員ご指摘のとおり、ログについて管理していくという形で考えています。

(委員)

前の案件に戻ってしまうのですが、データセンターは横浜で、運用センターは千葉とのことですが、今、NHKで関東大震災のことがよく放映されていますけれども、この地震では鎌倉から横浜、千葉にかけて震度7くらいの揺れがあったと言われていています。このデータセンターというのは、神奈川ではなくて、もっと離れた場所にするのは出来なかったのでしょうか。

(情報政策課長)

資料2については、事業者の提案ということですが、データセンターをどこにするかということについては、委員ご指摘のとおりご懸念もあるかと思いますが、実際に、この神奈川にあるデータセンターについては、3月11日の時(東日本大震災)には既に建っていた建物で、実際の免震構造の部分を見てきましたけれども、高台にある、液状化から完全に外れている、活断層がない、そういうところは全部クリアしていますので、一定程度、安全かなと思っています。運用センターは千葉ということですが、他の自治体も同時にそこで運用していくと

ということです。いわゆる事業者のS E等が集まっている場所ということで、提案を受けているところです。ここも、建物については一定程度のものであるとは考えていますが、人と端末だけというような構成ですので、重点的にみるのはあくまでデータセンターの方で、運用センターは、ここに不具合が出た場合には、事業者がいくつかの基地を持っていますので、そちらへ移るような対応もとっていただけたらとうと考えています。

- (会長) 他にご意見等がありましたらどうぞ。
- (委員) 私どもは中村北分館のバックアップ電源の確保を含めて、いくつかの課題について対応するように申し上げてきました。それなりの計画を作っていたかとは思いますが、現状はどうなっているのでしょうか。
- (情報政策課長) 現状ですが、中村北分館に非常用電源を設置するとなると、1台9千万円くらいの見積金額になり、それ以外に工事費もかかります。また、予備機が要るので最低限2台必要になります。また、あそこにそれを作るとなると72時間分の燃料補給が必要となり特別な許可が必要になります。現実的には困難であると考えています。委員ご指摘のとおり、今、災害が起きたらどうなんだということなのですが、その場合は現状のBC T計画の中で、いわゆるバックアップデータが東京都内にとってありますので、中村北分館の被害状況に応じて、そこで早期復旧を図っていくという対応を考えております。
- (委員) そうすると、中村北分館そのものについての手当てはしないということですか。
- (情報政策課長) 資料2、資料3においてデータセンターを活用したとしても、中村北分館そのものの機能は引き続き残っていきます。サーバー等のコンピュータがなくなっていくという形です。基本的には、その機能としては残っていくと考えています。
- (委員) そうではなくて、その間どうするのかということです。機能を残すのは分かるのですが、現実の問題として、それまでの間に大きなトラブルが当然考えられるわけですし、それが十分クリアできるのかという心配があるから、これまでいくつか提案をしてきているんですけども、その分については、大丈夫だということで特段手は打たないということですか。
- (情報政策課長) データセンターへの移行までについては、先程申し上げましたとおり、私どもが出来る範囲の最大限、その被害状況に応じながら、早期に復旧が出来るよう対応をしていきたいと考えております。
- (会長) 今日、明日に関東大震災が来るかも知れないということですので、その辺のご努力をお願いしたいと思います。他にご意見等がありますか。それでは、諮問26号については、提案どおりでよろしいですか。
- (各委員) <異議なし>

- (会長) それから、諮問第24号に関連して、後から基本協定書のコピーを配布させていただきました。これについてご検討をいただきたいと思います。
- (情報公開課長) 事務局です。先程、個人情報保護条例第13条の説明をさせていただきましたが、13条における協定書の位置付けを若干説明させていただきます。13条の中では、委託等に係る措置ということで規定がありますが、その条文の中に、名称のいかんを問わず実施機関がその権限に属する事務事業の全部または一部の処理を実施機関以外のものに依頼することをいう、と書かれています。この規定から、この協定書も個人情報保護条例第13条、委託等に係る措置の中に含まれるという位置付けにあるということで申し上げたいと思います。以上です。
- (保育課長) 契約の説明ということで、時間を取っていただき申し訳ありません。私どもの契約先としまして、株式会社エヌ・ティ・ティ・データがあり、また、エヌ・ティ・ティ・データおよびコンビニチェーン各社と基本協定を結んでいます。今回の議案ですが、コンビニエンスストア各店舗でのコンビニ収納とモバイルレジを使った保育料の納付を可能にするといった事業内容になります。エヌ・ティ・ティ・データと契約する中身につきましては、コンビニチェーンというのはモバイルレジを収納するシステムを利用する契約であり、エヌ・ティ・ティ・データと電算結合をしないと収納情報等がとれないということで、今回の案件にさせていただいているところです。基本協定書につきましても、契約書とは言いませんでしたけれども、契約の一種ということで説明させていただいています。お配りした基本協定書の第1条、目的の3行目ですが、収納事務を乙および丙に委託するということでして、乙はエヌ・ティ・ティ・データで、丙はコンビニ本部です。この中では、具体的な収納方法や現金等の流れ、また、秘密の保持等について定めております。コンビニと区との関係については、三者の協定で規定するという作りにさせていただいているということです。以上です。
- (会長) 只今の説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたらどうぞ。
- (委員) この協定書、さっきの説明と違いますよね。さっきは、委託をするのはエヌ・ティ・ティ・データであって、コンビニとは委託関係はないと仰った。だけど今、課長が仰った文書を見ると、事務の委託を乙および丙とやると書いてあるじゃないですか。ということは、事務の内容は勿論区分けをされるんでしょうが、基本的にはコンビニ収納事務というのは代行業者さんとコンビニ事業者さん、双方に委託をなさっていると読めるんですが、なぜこういう基本的なところで異なった質問があったのか、釈明をしっかりとってください。
- (保育課長) 先程のご質問に対しましては、契約ということを中心に説明をした関係から大変分かりづらくなり申し訳ないと思いますが、基本協定書も一つの契約ということで、こちらの方にコンビニとの関係については

- 規定しているということで整理をさせていただきたいと思います。
- (委員) 今の保育課長の説明は曖昧ですよ。さっき、情報公開課長が仰ったようなきちとした位置付けを言っていただければ、名称のいかんにかかわらず、区の事務の全部または一部をやっていただくという関係という意味では、はっきりするんですけども、そういう意味で言うと、もともとこれは委託関係ですよ、乙、丙に対して。逆に言うと、コンビニの窓口で、納付書を持っていった時に、そこで納付書を受け取って事務をなさるアルバイトさんは、そのことに関して言えば区の仕事をなさっているわけですよ、解釈上は。ここは、はっきりさせておかないと、このことが言えるか言えないかで、この方のセキュリティに対する責任というのは全然違ってしまいますので、私はこの点で所管の説明がこんなにルーズだというのはとても遺憾ですね。残念です。あらためてこの協定書を読むと、エヌ・ティ・ティ・データだけではなくて、コンビニ本部に対しても、基本的には委託関係で、区の事務をきちっとお願いしているということになっていると思いますので、そうであるとすれば、コンビニエンスストアでの個人情報の管理についても、区は最終的には責任を負っているというふうになりますので、必要な措置があれば踏み込んで対応していただきたいということを思いますけどもいかがでしょうか。
- (保育課長) 三者のこの基本協定書に基づきまして、しっかりと区の姿勢を示してまいりたいと考えております。
- (会長) さっき情報公開課長がご説明されました条例第13条「委託等に係る措置」の中には、きちんと業務の委託、請負契約の締結、派遣労働者の受入れその他の名称のいかんを問わず実施機関がその権限に属する事務事業の全部または一部の処理を実施機関以外のものに依頼することをいう、と包括的にきちんと、既に規定しているんですね。そういう点では、条例第13条の規定のしかたというのは、かなり気配りのある規定のしかたをされたと思います。この発想をぜひ活かして、きちんと今後とも管理をしていただきたいと思いますし要望をしておきたいと思います。
- (委員) 確認をさせてください。先程の説明をそのまま受けると、この三者協定以外に、エヌ・ティ・ティ・データと練馬区の委託契約があるというふうに聞こえたのですが、それはないですよ。この三者協定が全てを決しているんですよ。それを教えてください。
- (保育課長) エヌ・ティ・ティ・データとは、この収納システムを使うという内容の契約が別に1本あるということです。
- (委員) それは委託契約ではないですよ。システムを利用する、そういう契約ですよ。委託については三者協定が適用されるということでしょうか。
- (保育課長) エヌ・ティ・ティ・データとの1対1の契約の中身ですが、これは収

- 納代行をしてもらうという契約になります。これは委託契約です。
- (会長) 概念規定ですれ違いのところがあるような気もしますが、よろしいですね。それでは、諮問第24号につきましては、原案どおり承認ということで処理させていただきたいと思いますが、異議はございませんか。
- (各委員) <異議なし>
- (会長) 長時間にわたり、規定の時間をオーバーしてまで審議していただきありがとうございました。事務局の方から報告等がありましたらお願いします。
- (情報公開課長) 次回の日程 10月29日(火)午前10時から 本庁舎19階1902会議室にて
- (会長) それでは、本日の審議会を終了いたします。